

子育て・教育環境の充実に向けて

政令指定都市
で初めて!

大阪市では、「子どもの教育・医療 無償都市大阪」をめざし、すべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要だと考え、5歳児にかかる幼児教育の無償化をはじめ、子育て・教育環境の充実に向けた取り組みを進めています。



4月より、5歳児にかかる幼児教育を無償化しています

5歳児…平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの子ども

	概要	通知や手続きなど
幼稚園等保育料 (1号認定)	世帯の所得等に関係なく、保育料は無料。 【例】(平成27年度) 月額2万200円→(平成28年度) 0円	4月下旬に決定通知を配布していますので、確認してください。
保育所等保育料 (2号認定)	世帯の所得等に応じた保育料のうち、教育費相当額は無料。 【例】(平成27年度) 月額2万9800円→(平成28年度) 月額1万3700円	4月下旬に決定通知を配布していますので、確認してください。
子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等	世帯の所得等に関係なく、就園奨励費補助として、年額30万8000円を上限に、支払った保育料・入園料に対して補助。	6月に幼稚園を通じて申込書を配布しますので、定められた期限内に幼稚園へ提出してください。補助金は3月に幼稚園を通じて交付します。
児童発達支援(医療型含む)事業所	世帯の所得等に関係なく、利用者負担は無料。医療型児童発達支援の医療費部分は対象外。	送付している申請書で、上半期分(4月~9月分)を10月から11月末までに申請してください。申請の際6カ月分の領収書が必要になります。

よくある質問

Q1 4月からの幼児教育の無償化とは? また、保育所等保育料は、対象にならないのですか?

A 5歳児の幼児教育にかかる費用について基本的に無料とすることです。
保育所等保育料は教育費相当分を対象として平成27年度の約半分程度を軽減するものです。

Q2 認可外保育所は対象にならないのですか?

A 認可外保育施設は、施設状況等も多様であり、また、その運営は事業者の裁量による部分が大きく、本市としては一定の関与に限られることから、今回の無償化の対象外としました。

Q3 幼児教育よりも待機児童問題の方が優先されるべきでは?

A 待機児童解消については、平成30年4月までに保育を必要とするすべての子どもに対応した入所枠の整備を計画的に進めています。

Q4 なぜ所得制限を設けないのですか?

A 幼児期は、生涯にわたり自己実現をめざし、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、すべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要だと考えているからです。

問い合わせ こども青少年局保育企画課(保育料) ☎6208-8037
(就園奨励費補助) ☎6208-8085 FAX6202-6963(共通)
福祉局障がい支援課(児童発達支援) ☎6208-7986 FAX6202-6962

子育てしやすい環境づくり

幼稚園等保育料の階層区分の細分化、負担軽減の拡充

幼稚園等保育料(1号認定)が平成27年度と同額または減額となるよう改定し、利用者の所得水準にきめ細かく対応します。

問い合わせ こども青少年局保育企画課
☎6208-8085 FAX6202-6963

子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修費を補助します

民間賃貸住宅の有効活用や、子育て世帯等の市内居住を促進するため、改修工事費の一部を補助します。補助要件・内容等詳しくはお問い合わせください。

申請期間 平成29年2月10日まで
問い合わせ 都市整備局民間住宅助成グループ
☎6208-9228 FAX6202-7064



年収約360万円未満の世帯に対する保育料軽減の拡充

- ・きょうだい等がいる場合の軽減…1人目の年齢に関わらず2人目半額、3人目以降無料
- ・ひとり親、在宅障がい児(者)世帯への軽減…1人目半額、2人目以降無料

問い合わせ こども青少年局保育企画課
☎6208-8037 FAX6202-6963

新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の受け付けを実施しています

初めて住宅を購入する新婚・子育て世帯を対象に、住宅ローンに対する利子補給を実施しています。対象など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 都市整備局住宅支援受付窓口
☎6882-7050 FAX6355-0351

5月は児童福祉月間です

あなたも、子どもを預かる養育里親になりませんか

さまざまな事情により、家庭で暮らすことのできない子どもたちを、深い愛情と理解を持って育ててくださる里親を募集しています。短期の預かりでも可能です。また、月に1度、地域に職員や里親が出向いての個別無料相談会を実施しています。詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

問い合わせ こども青少年局こども相談センター ☎4301-3156 FAX6944-2060

子どもとあなたの生活をサポート ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭および寡婦の方が、技能習得のための通学や就職活動、疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合、家庭生活支援員による生活援助・子育て支援を行います。ご利用にあたっては、お住まいの区の保健福祉センターにて登録が必要です。

問い合わせ こども青少年局こども家庭課 ☎6208-8035 FAX6202-6963

